

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
島田市	川根地区(石風呂北向)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.59ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.46ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.94ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明(無)の農業者の耕作面積の合計	0.94ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.11ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄茶園が多い(竹が生えてきている、茶樹が伸びて防霜ファンの風が当たらない) ・作業道がない ・乗用型管理機械が入れない ・シカやアナグマの鳥獣被害がある

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手(認定農業者)2者を中心に、引き続き耕作を続ける者が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		茶	0 ha	茶	0.7 ha	石風呂北向
		茶	0.21 ha	茶	0.41 ha	石風呂北向
計	2人		0.21 ha		1.11 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

基盤整備への取組方針

- ・生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、耕作道を設置し、農地の区画整理に取り組む。
- ・誰かが営農の継続が困難となった場合でも、引き受けやすい基盤整備に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、全員農地を機構に貸し出す。

特色ある茶栽培に応じたゾーニングの導入

茶の有機栽培、消費者へ直接届ける特徴のある普通煎茶、双葉共同へ出荷する茶といった、主に3つのゾーニングを導入する。